

2021年9月1日

国際メディカル・コーディネート事業者協会（JIMCA）
<https://jimcajp.or.jp/jp/index.html>

経済産業省令和3年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金を活用し、国際メディカル・コーディネート事業者の信頼性向上を目指した業界ガイドラインを整備します

今年度のヘルスケアサービス社会実装事業費補助金を採択いただき、これまで業界としてまだ策定されていなかったガイドラインを整備いたします。

ガイドラインができることによる

- ・医療機関や受診者に対する国際メディカル・コーディネート事業者（事業者）の信頼性の向上
- ・事業者にとっての課題、注意点の明確化。事業者の業務品質向上を目的としています。

「国際メディカル・コーディネート事業 ガイドライン策定」事業として、経済産業省による「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に沿い実効性のあるガイドラインを策定するために、令和4年2月末日までの期間中、次の事業を行います。

1. ガイドライン案の精査

専門家により構成される検討委員会において、ガイドライン案を精査するとともに、ガイドラインの実効性ある運用について検討します。

2. 医療機関へのヒアリング

訪日外国人患者の受入れの実績またはそのための方針を持つ医療機関にヒアリングを行います。

3. 国際メディカル・コーディネート事業者（事業者）による協議

医療滞在ビザ身元保証機関をはじめとする事業者による情報共有と協議を目的として、オンラインでの勉強会形式の協議会を開催します。

4. 患者へのアンケート

日本での治療経験を持つ患者、事業者にとっての海外代理店、日本にある各国公館等にアンケートを行います。

5. 進捗状況の公開

事業の進捗状況をホームページで逐次公開いたします。

国際メディカル・コーディネート事業に関係する皆様のご協力をいただきながら、JIMCAが業界団体としてお役に立つ事業を実施していきます。

現場をよく知る事業者自らの手で整備するガイドラインです。多くの事業者の皆様の参加をお待ちしています。

以上